

○帯広市消防団協力事業所表示制度実施要綱

改正 令和2年3月6日

(目的)

第1条 この要綱は、帯広市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号に規定する事業所等に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、町内会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、帯広市消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

2 消防団長等は、事業所等を協力事業所として認定することについて、当該事業所等の意思を確認した上で、帯広市消防団協力事業所表示推薦書（様式第2号）により、市長に推薦することができる。

(審査)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦があった場合は、次の各号に掲げる要件のいずれかに適合するか審査するものとする。

- (1) 従業員等が消防団員として2名以上入団している事業所等
- (2) 従業員等の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が認める事業所等

(認定)

第5条 市長は、前条の審査の結果、当該事業所が前条各号に掲げる要件のいずれかに適合すると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、当該事業所等が消防

関係法令等に違反しているときは、この限りではない。

(表示証の交付)

第6条 市長は、協力事業所として認定した事業所等に対し、表示証(様式第3号)及び表示証交付書(様式第4号)を交付するものとする。

(表示証の表示)

第7条 表示証は、次に掲げる場所等に表示することができる。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法等により行う映像その他の広告

2 表示証の様式については、同率に拡大又は縮小して使用することができる。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、帯広市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第5号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間その他の必要事項を記録するものとする。

(表示証の有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消の日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合の表示証の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、協力事業所の認定を取り消すものとする。

- (1) 事業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 第4条各号の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるほか、協力事業所として認定することが適当でないと思われたとき。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容、その他の事項について、広報等により公表するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、帯広市総務部危機対策室消防課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月6日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。